

はり・きゅう・マッサージ施術費助成券について

高齢者や介護者の健康保持と心身の負担軽減を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費（医療保険対象以外）の一部を助成します。

【対象となる方】

市内に居住し、次の(1)(2)のいずれかに該当する方。

(1)70 歳以上の方

(2)65 歳以上のねたきり又は認知症の方を介護する同居家族（1 人のみ）

【助 成 額】

1回の施術につき 1,000 円 の助成券を 年間 8 枚 交付します。

※ 市助成額のほか、施術機関から 800 円の割引が受けられます。

※ 差額（施術費用 - 1,800 円）は自己負担となります。

【施 術 機 関】

市と契約した施術機関に限ります。（[裏面参照](#)）

【有 効 期 限】

助成券の有効期限は、令和 9 年 3 月 31 日 まで となります。

※ 助成券の再発行はできませんので、紛失にご注意ください。

〈お問合わせ先〉 土浦市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
〒300-8686 土浦市大和町9-1
029-826-1111 （内線 2479）